



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月30日火曜日 第118号

◇ 目 次 ◇ 規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則..... (健康増進課) ... 496
 愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則..... (長寿介護課) ... 497
 愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 500

告 示

愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程の一部改正..... (労政雇用課) ... 501
 地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 502
 農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 502
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 502
 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (森林整備課) ... 502
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 504
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (東予地方局四国中央保健所) ... 505
 土地改良区の定款変更の認可(4件)..... (東予地方局農村整備課) ... 505
 道路の区域変更(県道桜井山路線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 505
 道路の区域変更(県道玉川菊間線)..... (") ... 505
 道路の供用開始(県道桜井山路線)..... (") ... 506
 土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) ... 506

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 506

監 査 公 表

住民監査請求に係る監査結果公表..... (監査事務局) ... 506

監査委員告示

包括外部監査人の監査の事務を補助する者等の告示..... (監査事務局) ... 517

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) ... 517
 政治団体の届出事項の異動の届出..... (") ... 518
 政治団体の解散の届出..... (") ... 518
 資金管理団体の指定の届出..... (") ... 518

雑 報

愛媛県市町村職員共済組合公告..... (市町振興課) ... 519

規 則

○愛媛県規則第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																					
<p>様式第1号（第2条、様式第6号、様式第9号関係） 自立支援医療受給者証（精神通院医療）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">受診者</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>	省略				受診者	フリガナ		生年月日	氏名		年 月 日	省略				省略				<p>様式第1号（第2条、様式第6号、様式第9号関係） 自立支援医療受給者証（精神通院医療）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">受診者</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>性別</td> <td>生年月日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>男・女</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> </table>	省略					受診者	フリガナ		性別	生年月日	氏名		男・女	年 月 日	省略					省略																														
省略																																																																						
受診者	フリガナ		生年月日																																																																			
	氏名		年 月 日																																																																			
省略																																																																						
省略																																																																						
省略																																																																						
受診者	フリガナ		性別	生年月日																																																																		
	氏名		男・女	年 月 日																																																																		
省略																																																																						
省略																																																																						
<p>様式第6号（第2条、様式第8号関係） 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">障害者・児</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 〔自治体記入欄〕 省略</p>	省略				障害者・児	フリガナ		省略	受診者氏名			省略				省略				<p>様式第6号（第2条、様式第8号関係） 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更・転入）</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">障害者・児</td> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr> <td>受診者氏名</td> <td></td> <td></td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> </table> <p>注 省略 〔自治体記入欄〕 省略</p>	省略					障害者・児	フリガナ		性別	男・女	受診者氏名			省略	省略					省略																														
省略																																																																						
障害者・児	フリガナ		省略																																																																			
	受診者氏名																																																																					
省略																																																																						
省略																																																																						
省略																																																																						
障害者・児	フリガナ		性別	男・女																																																																		
	受診者氏名			省略																																																																		
省略																																																																						
省略																																																																						
<p>様式第7号（第2条、様式第6号関係） 自立支援医療（精神通院医療）診断書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td>3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）</td> <td>(1) 抑鬱状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂鬱気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚醒剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td colspan="4">（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）</td> </tr> <tr> <td>9 診断する</td> <td colspan="3">精神保健指定医である。</td> </tr> </table>	省略				氏名		生年月日	年 月 日生（歳）	省略				3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）	(1) 抑鬱状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂鬱気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚醒剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略			省略				（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）				9 診断する	精神保健指定医である。			<p>様式第7号（第2条、様式第6号関係） 自立支援医療（精神通院医療）診断書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日生（歳）</td> <td>性別</td> <td>男・女</td> </tr> <tr><td colspan="6">省略</td></tr> <tr> <td>3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）</td> <td>(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr><td colspan="6">省略</td></tr> <tr> <td colspan="6">（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）</td> </tr> <tr> <td>9 診断する</td> <td colspan="5">精神保健医である。</td> </tr> </table>	省略					氏名		生年月日	年 月 日生（歳）	性別	男・女	省略						3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）	(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略					省略						（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）						9 診断する	精神保健医である。				
省略																																																																						
氏名		生年月日	年 月 日生（歳）																																																																			
省略																																																																						
3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）	(1) 抑鬱状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂鬱気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚醒剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略																																																																					
省略																																																																						
（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）																																																																						
9 診断する	精神保健指定医である。																																																																					
省略																																																																						
氏名		生年月日	年 月 日生（歳）	性別	男・女																																																																	
省略																																																																						
3 現在の病状、状態像等（該当する項目を囲むこと。）	(1) 抑うつ状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性、興奮 ウ 憂うつ気分 エ その他（ ） (2)～(8) 省略 (9) 精神作用物質の乱用、依存等 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他（ ） (7) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・遅発性精神病性障害 (エ) その他（ ） (10)～(12) 省略																																																																					
省略																																																																						
（主たる精神障害がF40～F99の場合は、下欄に精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することが分かるように記載すること。）																																																																						
9 診断する	精神保健医である。																																																																					

医師の略歴 (該当する の中にし 印を付すこ と。)	精神保健指定医でない。 (3年以上の精神医療従 事歴を下記に記載してください。)
省略	

注 省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略			
受	フリガナ		省略
診	氏名		省略
者	省略		
省略			

注 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略			
受	フリガナ		省略
診	氏名		省略
者	省略		
省略			

注 省略

医師の略歴 (該当する の中にし 印を付すこ と。)	精神保健医でない。 (3年以上の精神医療従 事歴を下記に記載してください。)
省略	

注 省略

様式第8号(第2条関係) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届出書(精神通院医療)

省略			
受	フリガナ	性別	省略
診	氏名	男・女	省略
者	省略		
省略			

注 省略

様式第9号(第2条関係) 自立支援医療受給者証(精神通院医療)再交付申請書

省略			
受	フリガナ	性別	省略
診	氏名	男・女	省略
者	省略		
省略			

注 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出され、又は交付している改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(以下「旧規則」という。)様式第1号及び様式第6号から様式第9号までの規定による書類は、改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号及び様式第6号から様式第9号までの規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第1号及び様式第6号から様式第9号までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第44号

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県老人福祉法施行細則及び指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第23号(第13条関係) 老人居宅生活支援事業開始届出書	様式第23号(第13条関係) 老人居宅生活支援事業開始届出書
省略	省略
届出者の登記事項証明書又は条例	条例、定款その他の基本約款
省略	省略

職 員	省略	
	主な職員の氏名 _____	
省略		
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の概要	省略	
	種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）	
省略		

注1・2 省略

様式第23号の4（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等設置届出書

省略		
職 員	省略	
	施設の長の氏名 _____	
省略		

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 市町村以外の者にあつては、届出者の登記事項証明書

(2) 省略

様式第23号の7（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書

省略		
施 設 の 種 類		
省略		
施設の運営の方針（養護老人ホームに限る。）		
入所定員（養護老人ホームに限る。）		
職 員	定数（養護老人ホームに限る。）	
	職務の内容（養護老人ホームに限る。）	別紙のとおり
	勤務の体制及び勤務形態（特別養護老人ホームに限る。）	別紙のとおり
	省略	
施設の運営についての重要事項に関する規程（特別養護老人ホームに限る。）		別紙のとおり
入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（特別養護老人ホームに限る。）		別紙のとおり

職 員	省略	
	主な職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
省略		
老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業	省略	
	種類 _____	
_____の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の概要		
省略		

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 収支予算書

(2) 事業計画書

様式第23号の4（第13条の4関係） 老人デイサービスセンター等設置届出書

省略		
職 員	省略	
	施設の長その他主要職員の氏名及び経歴	別紙のとおり
省略		

注1 省略

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 市町村にあつては老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の14第2項各号に、市町村以外の者にあつては同条第3項各号に掲げる書類

(2) 省略

様式第23号の7（第13条の7関係） 老人ホーム設置届出書

省略		
施 設 の 種 類		
施 設 の 地 理 的 状 況		
省略		
施設の運営の方針 _____		
入所定員 _____		
職 員	定数 _____	
	職務の内容	別紙のとおり
	省略	
	省略	
事業開始予定年月日 _____ 年月日		

協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）	別紙のとおり
事業開始予定年月日	年月日

注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）の欄は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号）第28条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 地方独立行政法人にあつては、届出者の登記事項証明書
- (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第24号（第14条関係） 老人ホーム設置認可申請書

省略		
施設の種類		
省略		
施設の運営の方針（養護老人ホームに限る。）		
入所定員（養護老人ホームに限る。）		
職員	定数（養護老人ホームに限る。）	別紙のとおり
	職務の内容（養護老人ホームに限る。）	
	勤務の体制及び勤務形態（特別養護老人ホームに限る。）	
	省略	
施設の運営についての重要事項に関する規程（特別養護老人ホームに限る。）		
入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（特別養護老人ホームに限る。）		
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）		
省略		

注1 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（特別養護老人ホームに限る。）の欄は、愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号）第28条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の登記事項証明書
- (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第31号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置届出書

省略
福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

--

注 添付書類

- (1) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第2条第2項各号又は同条第3項各号に掲げる書類
- (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第24号（第14条関係） 老人ホーム設置認可申請書

省略		
施設の種類		
施設の地理的状況		
省略		
施設の運営の方針		
入所定員		
職員	定数	別紙のとおり
	職務の内容	
	省略	
	省略	
申請者の資産状況		
省略		

注 添付書類

- (1) 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第3条第2項各号に掲げる書類
- (2) 施設の位置図並びに建物の配置図及び各階平面図

様式第31号（第20条関係） 軽費老人ホーム設置届出書

省略
入所定員

入	所	定	員
---	---	---	---

注 省略

様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略
福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
入 所 定 員
省略
事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処置

注 省略

--	--

注 省略

様式第32号(第20条関係) 軽費老人ホーム設置許可申請書

省略
入 所 定 員
省略
事業の経営者又は施設の管理者に事故があるときの処理

注 省略

(指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成11年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第2条、様式第2号、様式第6号関係) 指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>別紙1~別紙14 省略</p> <p>別紙15 介護医療院の許可に係る審査事項</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 <u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づき介護療養施設サービスに係る指定介護療養型医療施設の指定を受けている場合であって、令和6年3月31日までの間に移行(当該指定介護療養型医療施設の全部を廃止するとともに、介護保険法第107条第1項の規定による介護医療院を開設することをいう。)をしようとするときにおいて、既に知事に提出している介護保険法施行規則第138条第1項第6号、第7号、第10号、第12号及び第16号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>様式第1号(第2条、様式第2号、様式第6号関係) 指定居宅サービス事業者(介護保険施設・指定介護予防サービス事業者)指定(許可)申請書</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>別紙1~別紙14 省略</p> <p>別紙15 介護医療院の許可に係る審査事項</p> <p>省略</p> <p>注1~3 省略</p> <p>4 省略</p>

附 則

- この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県老人福祉法施行細則様式第24号及び様式第32号の規定による書類は、同条の規定による改正後の愛媛県老人福祉法施行細則様式第24号及び様式第32号の規定による書類とみなす。

○愛媛県規則第45号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>様式第1号（第9条、様式第2号関係） 訓練手当受給資格認定申請書</p> <p>様式第1号（その1）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請者の記入する欄</td> <td>(1) 氏名</td> <td>(2) 生年月日</td> <td colspan="2">年 月 日（ 歳 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table> <p>（注意） 省略</p> <p>様式第1号（その2） 省略</p> <p>様式第2号（第9条関係） 訓練手当受給資格認定書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">訓練手当受給資格認定書</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>（注意） 省略</p>	省略					申請者の記入する欄	(1) 氏名	(2) 生年月日	年 月 日（ 歳 ）		省略				省略					訓練手当受給資格認定書			氏 名			生 年 月 日	年 月 日		省略			省略			<p>様式第1号（第9条、様式第2号関係） 訓練手当受給資格認定申請書</p> <p>様式第1号（その1）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">申請者の記入する欄</td> <td>(1) 氏名</td> <td>(2) 生年月日</td> <td colspan="2">年 月 日（満 歳）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table> <p>（注意） 省略</p> <p>様式第1号（その2） 省略</p> <p>様式第2号（第9条関係） 訓練手当受給資格認定書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">訓練手当受給資格認定書</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td>性 別</td> </tr> <tr> <td>生 年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">省略</td> </tr> </table> <p>（注意） 省略</p>	省略					申請者の記入する欄	(1) 氏名	(2) 生年月日	年 月 日（満 歳）		省略				省略					訓練手当受給資格認定書			氏 名		性 別	生 年 月 日	年 月 日	男 ・ 女	省略			省略		
省略																																																																					
申請者の記入する欄	(1) 氏名	(2) 生年月日	年 月 日（ 歳 ）																																																																		
	省略																																																																				
省略																																																																					
訓練手当受給資格認定書																																																																					
氏 名																																																																					
生 年 月 日	年 月 日																																																																				
省略																																																																					
省略																																																																					
省略																																																																					
申請者の記入する欄	(1) 氏名	(2) 生年月日	年 月 日（満 歳）																																																																		
	省略																																																																				
省略																																																																					
訓練手当受給資格認定書																																																																					
氏 名		性 別																																																																			
生 年 月 日	年 月 日	男 ・ 女																																																																			
省略																																																																					
省略																																																																					

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号（その1）及び様式第2号の規定による書類は、改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号（その1）及び様式第2号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第742号

愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程（昭和40年3月愛媛県告示第264号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に提出され、又は交付している改正前の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第1号から様式第3号までの規定による書類は、改正後の愛媛県職業訓練生災害見舞金支給規程様式第1号から様式第3号までの規定による書類とみなす。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練生の氏名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">年 月 日（ 歳 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（ 年齢 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注 1 訓練の種類、災害の種類、申請者が扶養の義務を有することの有無及び同居、別居の別については、該当するものを <u>で</u> 囲むこと。</p> <p>2 災害の種類の（ ）内には、<u>疾病名、負傷の内容又は死</u></p>	省略				訓練生の氏名	生 年 月 日	年 月 日（ 歳 ）		（ 年齢 ）			省略				<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練生の氏名</td> <td>氏 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td rowspan="2">年 月 日</td> <td rowspan="2">性別</td> <td rowspan="2">男 ・ 女</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td>（ 満年齢 ）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">省略</td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>注 1 訓練の種類、性別、災害の種類、申請者が扶養の義務を有することの有無、同居、別居の別については、該当する分を <u>で</u> 囲むこと。</p> <p>2 災害の種類（ ）内には、<u>疾病名負傷の内容、死亡</u></p>	省略						訓練生の氏名	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女	ふりがな		（ 満年齢 ）	省略					
省略																																					
訓練生の氏名	生 年 月 日	年 月 日（ 歳 ）																																			
	（ 年齢 ）																																				
省略																																					
省略																																					
訓練生の氏名	氏 名	生 年 月 日	年 月 日	性別	男 ・ 女																																
	ふりがな					（ 満年齢 ）																															
省略																																					

亡の原因となつた疾病名若しくは負傷の内容を記入すること。

3 災害の原因及び経過については、詳細に記入すること。

4 遺族の状況は、死亡の場合に限り記入すること。

様式第2号(第2条関係)

現 認 証 明 書

Table with 2 columns: 訓練生の氏名, 省略

省略

様式第3号(第2条関係)

災害見舞金受給資格認定書

Table with 2 columns: 氏名, 生年月日, 住所又は居所, 死亡の場合にあつては死亡した訓練生の氏名

省略

の原因となつた疾病及び負傷の内容を記入すること。

3 災害の原因及び経過については、詳細に記入すること。

4 遺族の状況は、死亡の場合に限り記入すること。

様式第2号(第2条関係)

現 認 証 明 書

Table with 4 columns: 訓練生の氏名, 性別, 省略

省略

様式第3号

災害見舞金受給資格認定書

Table with 3 columns: 氏名, 性別, 生年月日, 住所または居所, 死亡の場合にあつては死亡した訓練生の氏名

省略

○愛媛県告示第743号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項に規定する令和2年度の事業計画を、令和2年6月9日次のとおり定めた。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 調査を行う者の名称, 調査地域, 調査期間, 摘要

○愛媛県告示第744号

令和2年6月15日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

Table with 4 columns: 賃借権の設定等を受ける者, 賃借権の設定等を受ける土地, 氏名又は名称, 住所, 所在及び地番, 面積(m^2)

2 認可年月日

令和2年6月22日

○愛媛県告示第745号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、今治市宅間地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・宅間地区)変更計画書の写し
2 縦覧期間
令和2年7月1日から7月30日まで
3 縦覧場所
今治市役所本庁

○愛媛県告示第746号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和2年3月農林水産省告示第681号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内河川8番地 有田 常 蔵	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内藤野々甲329番地 井上 伊勢五郎	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字湯山ノ内福見川甲372番地 生 峰 公 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	広島縣広島市打越町104番地 岩 倉 春 治	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市東成区神路町四丁目3番地 遠 藤 毅	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪市西區阿波座貳番町27番地 遠 藤 清次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市歩行町二丁目1番地13 大 本 利 和	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川200番地2 温泉郡重信町大字樋口志津川西岡三部落土地改良区	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1091番地 加 藤 浅次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内967番地 加 藤 金 十 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内52番地 加 藤 茂	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内537番地1 加 藤 隆	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内117番地2 加 藤 留 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内468番地 兼 久 豊 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川200番地3 北吉井農業協同組合	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内青波234番地 河 野 七太郎	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川179番地5 佐 伯 英 人	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1442番地1 志津川生産森林組合	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内50番地 白 戸 定 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内50番地 白 戸 忠治郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内26番地 白 戸 ヨシヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内124番地 新 浦 卯 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東京都千代田区紀尾井町3番29号 森林開発公団	地上権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内番外2番地 曾我部 泰	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市平井町678番地 高 市 正 義	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大街道二丁目4番地3 高 田 キクヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字志津川1135番地3 高 橋 淳 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字西岡257番地 竹 内 秀 雄	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	竹谷組	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字鷹子557番地2 武 智 正 治	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1848番地 龍神社	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字樋口20番地 佃 正 行	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市見奈良1399番地 徳 本 千里子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市東雲町4番地17ダイヤパレス東雲1102号 永 井 正 三	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡湯山村大字湯山ノ内東川7番地 永 井 長五郎	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市河中町甲383番地 永 野 明	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市小坂二丁目1番3号 西 川 つたみ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字西岡79番地 野 村 研 二	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字西岡79番地 野 村 常 貞	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字西岡79番地 野 村 良 作	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	三重県桑名市大字東方1122番地49 平 野 良 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内107番地 福 見 宗 忍	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市北持田町125番地 本 山 ミユキ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大字大瀬甲3260番地 森 岡 聖	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市辨天町55番地 森 廣 安太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字新町一丁目11番地 安 岡 徳 常	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内7番地 山 内 範 平	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府堺市南区赤坂台一丁目39番3号 山 口 かおる	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	大阪府堺市南区赤坂台一丁目39番3号 山 口 博	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	和 田 伊 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字通町31番地 和 田 卯 吉	担当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内585番地 和 田 馬 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内97番地 和 田 栄三郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内40番地 和 田 音次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内468番地 和 田 勝	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内152番地5 和 田 菊五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内51番地 和 田 九市郎	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	和田 九郎七	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内582番地 和田 九郎七	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内42番戸 和田 佐 市	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字樋口39番戸 和田 聰五郎	抵当権者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内254番地 和田 澄 子	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内152番地5 和田 タカエ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内152番地5 和田 タケヨ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内46番戸 和田 多 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内38番戸 和田 長次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内97番戸 和田 ツ ジ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和田 俊 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市祇園町148番地 和田 敏 男	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1619番地2 渡部 浅 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1635番地 渡部 カメノ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	神戸市垂水区高丸八丁目14番1-203号 渡部 寛 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	東温市山之内2253番地 渡部 喜代次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1814番地 渡部 儀 利	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内144番戸 渡部 眞 吉	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内135番戸 渡部 新五郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部 新 藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内115番戸 渡部 玉次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山ノ内 渡部 團 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1690番地 渡部 恒 一	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2043番地 渡部 俊 郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1695番地 渡部 寛 語	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	渡部 八百藏	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2021番地 渡部 弥次郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内2242番地 渡部 安 雄	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2262番地 渡部 米 吉	森林所有者

東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内1793番地 渡部 頼 明	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	和田 林 次	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内2番戸 和田 フ サ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	和田 房太郎	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市大字来住243番地 和田 正 憲	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内469番地 和田 ミ ツ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡重信町大字山之内469番地 和田 ミ ツ	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内152番地5 和田 好 範	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	松山市永木町二丁目1番地24 渡部 寛 正	森林所有者
東温市（次の図に示す部分に限る。）	温泉郡北吉井村大字山之内1626番地 福見 宗 忍	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第747号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

戸板A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
今治市	上浦町井口	7148番	1号
		7131番	2号
		7129番1	3号、4号
		7128番1	5号
		7128番2	6号

戸板B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
今治市	上浦町井口	7166番	1号
		7120番1	2号
		7119番	3号、4号
		7091番1	5号
		7090番	6号、7号
		7116番	8号

○愛媛県告示第748号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年6月30日

愛媛県四国中央保健所長 早田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大王製紙株式会社
四国中央市三島紙屋町2番60号
代表取締役社長 佐光 正義

2 事業場の名称及び所在地

大王製紙株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町5番1号

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第23号ホ、第23号ヘ、第23号ト、第23号チ、第27号イ、第27号ヌ、第63の3号、第64の2号ロ、第71の2号イ、第71の4号イ、第74号

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造等の変更

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口（工場排水）

No.6、No.7、No.9排水口（生活排水）

変更なし

備考 このほかに、雨水排水口が148箇所（今回2箇所新設する。）ある。

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月30日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市神戸土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月30日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

○愛媛県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月30日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

○愛媛県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市高柳土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月30日

愛媛県東予地方局長 齊藤 直樹

○愛媛県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市上徳字高斗代乙302番6から 同字乙304番2まで 及 び 今治市上徳字高斗代乙302番13から 同字乙302番15まで	旧	メートル 7.0～8.1 19.5～30.2	キロメートル 0.050	
		今治市上徳字高斗代乙302番6から 同字乙304番2まで 及 び 今治市上徳字高斗代乙302番13から 同字乙302番15まで	新	7.0～8.1 15.0～24.5	0.050	

○愛媛県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	玉川菊間線	今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番地1地先から 同市菊間町河之内1094番地2地先まで	旧	メートル 7.00～42.60	キロメートル 0.562	
		今治市玉川町葛谷字ショフガ本乙207番地6地先から 同市菊間町河之内1094番地2地先まで	新	8.20～42.60	0.562	

○愛媛県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市上徳字宮ノ内乙287番4から 同市上徳字大道上乙111番10まで	令和2年6月30日

○愛媛県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市志津川土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年6月30日
愛媛県中予地方局長 東 公 弘

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長水野満夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和2年6月15日あったので公表する。
令和2年6月30日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 (1) 令和2年度夏季一時金に関する事項
(2) 組合員の福利厚生ならびに事業所で発生した事項に関する事項
(3) その他未解決事項の早期解決に関する事項
- 2 日時 令和2年7月1日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

法人名	所在地
公益財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786-13
公益財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

監 査 公 表

○公表第6号

令和2年4月27日付けで提出された愛媛県知事に関する措置請求について、次のとおり決定した。

令和2年6月30日

愛媛県監査委員 永井一平
同 高橋正浩
決 定 書

請求人 住所・氏名（略）
令和2年4月27日付けで提出された「愛媛県職員措置請求書」について、次のとおり決定する。

主 文

本件請求を棄却する。

第1 請求の内容

請求人から令和2年4月27日付けで提出された愛媛県職員措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりである。

1 請求する措置

愛媛県知事が、平成30年度に表1 違法支出金額一覧表の「議員名」欄記載の愛媛県議会議員に交付した政務活動費（残余金精算後の額）のうち、同一覧表の「違法支出金額」欄記載の各金額の返還を命じることを怠る行為は違法なので、同金額について各議員に対し愛媛県に返還するよう命じることを求める。

2 請求の理由

(1) 政務活動費の性質と支出の適否（一般原則）

ア 愛媛県議会の政務活動費の趣旨と支出が認められる範囲

愛媛県議会の政務活動費は、実費弁償を原則とする補助金の一種であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項並びにこれに基づき制定された愛媛県政務活動費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号。以下「条例」という。）に基づいて支給される。

地方自治法第100条第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として・・・政務活動費を交付することができる。」と定めている。

条例はこれに基づき、第1条で政務活動費が「愛媛県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として交付されるものであること、第7条で「議員

は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならないこと、第10条で「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」ことを、それぞれ定めている。また、条例別表では、「調査研究費」、「研修費」、「広聴広報費」、「要請陳情等活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「事務所費」、「事務費」及び「人件費」の10種類の使途費目を定め、各費目で支出できる経費の種類を定めている。

したがって、愛媛県議会の政務活動費は、「その年度において」支出された、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に限って、支出が認められる。

イ 「調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の意義

県議会議員に対する政務活動費は、議会の審議能力の向上を目的として交付されるものであり、県議会議員が行った「調査研究その他の活動」に要した経費を支弁するために支出することが認められているものである。

したがって、

- (7) 議員のした個別の支出に係る活動が、県政に関する「調査研究その他の活動」と評価できない場合には、その活動に係る費用を政務活動費として支出することは許されない。
- (イ) 議員がすることのできる支出は、「調査研究その他の活動」に現実に要した経費であることが必要であり、現実の経費を超える金額を政務活動費として支出することは許されない。

ウ 議員の説明義務と説明不十分な支出

県議会議員は、自らのした政務活動費の支出が、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについて、県及び県民に対して説明する義務を負う。条例が、第8条第1項及び第3項で議員は収支報告書に領収書等の証拠書類を添付して議長に提出すべきこと、第12条で何人も議長に対し収支報告書及び証拠書類の閲覧又は写しの交付を請求できることを定めていることは、議員にその説明義務を全うさせる趣旨の規定である。

したがって、議員が提出した説明及び証拠が、支出が「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に該当することを認めるに足りないときは、その支出は適切なものと認められない。

エ 県議会議員の政治活動と按分支出

県議会議員の活動は、政務活動費との関係では概念上、「政治活動」と「私的活動」に区分することができ、そのうち「政治活動」は「政務活動」と「政務活動以外の政治活動」に区分することができる。これらの活動のうちの「政務活動」に係る条例別表に定める使途基準に該当するものについてのみ、政務活動費から支出することが許される。

しかしながら、議員の活動、特に「政治活動」は、実際

にはいろいろな種類の活動が混在していて区分できない場合が多いと考えられる。例えば「県政報告」には一般に、県政についての広報及び広聴の要素があると同時に、後援会活動及び選挙準備活動の要素もある。

政務活動費は一種の補助金なので、政務活動のためにだけ支出することが許される。したがって、種々の要素が混在する活動の費用の全額を支出することはできない。種々の要素が混在する活動の場合には、一定割合で按分して支出することだけが許される。

したがって、個々の議員の一つ一つの活動について「政務活動」と「それ以外の政治活動」の割合を定めることは困難であることを勘案し、

- (ア) 当該支出に係る活動の全体が、会派又は所属県議会議員の「政務活動」に係る支出（「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」）として適切と判断されるものは、全額認められ、
 - (イ) 当該支出に係る活動の全体が、「私的活動」又は「政務活動以外の政治活動」に係る支出と判断されるものは、全額認められず、
 - (ウ) 当該支出に係る活動の全体が、(ア)又は(イ)のいずれかと断定できない支出のうち、具体的な理由によって按分比率を特定できる例外的なものについてはその按分比率で認められ、それ以外のものについては按分率2分の1で認められる。
- (2) 本件各議員の政務活動費支出の査定結果

表1 違法支出金額一覧表の「議員名」欄記載の愛媛県議会議員（以下「本件各議員」という。）は、平成30年度に同一一覧表の「支出金額」欄記載の金額の政務活動費を支出した。

(1)で述べた一般基準に基づき、本件各議員が平成30年度政務活動費の収支報告書に記載した支出について、開示された領収書類に基づいて、政務活動費からの支弁が認められるかどうかについて個別に判断した結果、別紙査定表記載の支出は、「否認額」記載の金額につき、別紙査定表の「否認理由」欄記載の理由により、適切なものと認められない。

別紙査定表の「否認理由」欄記載の否認理由を、さらに敷衍すると、以下のとおりである。

ア 自動車燃料代

本件各議員はいずれも、自動車燃料代を、走行距離1km当たり37円の計算で支出している。この支出は、以下の理由により違法である。

- (ア) 政務活動費は、前述のとおり、議員が実際に支出した費用の範囲内で支出が許されるものであるところ、上記計算で算出された「燃料代」は実際に支出された金額ではない。
- (イ) 自動車の燃料は、どのような目的のための自動車運行においても消費されるものであるから、その購入代金はその全額を政務活動費から支出することは許されず、少なくとも按分率2分の1で按分しなければ支出することが許されない。上記の計算による支出は、自動車燃料代を按分しないで支出することになる。
- (ウ) 「走行距離1km当たり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになる。例えば、トヨタ自動車製の乗用車中で最も燃費の悪い

「ランドクルーザー」の燃費は約6km/1であり、平成30年度のプレミアムガソリンの価格はほぼ135～150円/1なので、トヨタ・ランドクルーザーであっても平成30年度中の燃費は最大25円/kmを超えない。37円/kmの計算で計算される燃料費はそれをさらに50%上回っているので、実質的には議員が適法に支出できる燃料代をはるかに上回ることになる。

イ 会合参加費用

(7) 本件各議員は、諸々の会合に参加するために費用を多く支出している。これに属する支出は、「参加費用」そのものに加えて、会合に参加する目的で支出された移動に要する交通費（ガソリン代、高速料金、駐車料金並びに列車、タクシー及び代行運転代金）及び宿泊費である。

これらの会合のうちには、⑦「懇親会」「祝賀会」等の名称のもの、飲食店の領収書が添付されているもの等、飲食が行われたことが明らかなものと、④性格又は目的が不明で飲食が行われたかどうか明らかでないもの、とがある。

(4) 飲食を伴う会合の場合には、会費を政務活動費として支出することは、それ自体違法である。

また、これらの会合の大半は、出席について会費を必要とする会合であるかどうか不明であるが、

a 会費を必要とする会合であれば、飲食を伴うものであることが疑われ、

b 会費を必要としない会合であれば、その出席費用の支出は「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」とは言えないし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）が禁じる寄附行為に該当するのでその意味からも違法である。

(7) 本件各議員が松山市に宿泊するために支出した費用（ガソリン代、高速料金、駐車料金及び列車代金を含む。）のうちには、⑦その目的が具体的に説明されているもの（ただし、いずれも客観的には日帰りが可能であり、宿泊の必要がない）と、④抽象的な説明しかされていないものとがある。

これらの宿泊は、議員が会合に伴って飲酒し、自動車運転が不可能となった結果行われたものと推定される。そのような宿泊の費用は、飲酒によって支出の必要が生じたものなので、政務活動費を支出することは許されない。

(イ) タクシー料金及び運転代行料金

運転代行は、飲酒のため自家用車の運転が不可能になった場合に利用するものなので、その料金は、「飲食をする会合に出席するための費用」であるとともに「飲酒が原因で必要となった費用」であるから、政務活動費から支出することは許されない。

また、議員は日常的には自家用車で移動しているので（いずれの議員も多額の「ガソリン代」を支出している。）、会合出席のためにタクシーを使用する必要性が生じるのは、当該会合で飲酒するため帰路に自動車を運転することが不可能となるためと推定される。よって、利用目的の明らかでないタクシー利用は会合出席のた

めと推定され、その料金は、「飲食をする会合に出席するための費用」であるとともに、「飲酒が原因で必要となった費用」であるから、政務活動費から支出することは許されない。

ウ えひめ地域政策研究所及び愛媛調査研究会の会費

表1 違法支出金額一覧表記載の1から26までの議員は、「えひめ地域政策研究所」に対し「政務調査活動における共通経費」として年額48万円（月額4万円）を支出している。

また、同じく27から30までの議員は、「愛媛調査研究会」に対し「調査研究会費」として年額24万円（月額2万円）を支出している。

これらの両団体は、いずれもその実態が不明であり、「共通経費」及び「調査研究会費」なるものの実態も不明なので、上記支出はその全額が違法である。

エ 遠距離視察費用

(7) 国外及び国内遠距離（県外）の旅費及び宿泊費（旅行のための駐車料、高速道路料金及び旅行先での交通費を含む。）については、いずれの旅行についても、その実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足であり、適正な支出と認められない。

(4) 上記旅行に係る政務活動費の支出の中には、旅行先への手土産代金があるが、手土産代金は「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」とは言えないので、適正な支出と認められない。

オ 自己又は親族が代表者を務める会社に対する支払

議員自身又は親族が代表者を務める会社に対し、事務所及び自動車の賃料、機器等使用料並びに事務費及び給与の分担金を政務活動費として支出することは、社会通念上原則として許されないし、これらの「事務所」等使用の実態は、添付提出された資料からは全く判明しない。

したがって、これらの支出は適正と認められない。

カ 団体期間会費類

スポーツ及び武道団体、県人会並びに宗教的性格を帯びる団体（実践倫理宏正会）は、それらに加入すること及びそれらの会合に出席することが県政に関わる「議員の調査研究その他の活動」とは認められないので、これらの団体の期間会費や会合出席費用（駐車料、高速道路料金、交通費等を含む。）を政務活動費から支出することは、適当と認められない。

キ 按分不足のホームページ関係費用、賃料、給与及び電話料金

議員の事務所（光熱水費並びに電話及びFAX料金を含む。）、被用者及びホームページは、調査研究以外の目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、少なくとも按分率 $1/2$ で按分することを要するから、按分率がこれに達しない支出は違法である。

ク 支払相手不明の支出

給与、賃料等につき、支払相手が黒塗りされていて不明であるものは、現況では説明不足であり、議員の家族である可能性も否定できないので、適切な支出と認められない。

ケ その他

- (7) 委託業務内容の不明な委託料は、適正な支出と認められない。
- (4) スペイン視察結果報告書の印刷費及び送料は、当該報告書が愛媛県のホームページに掲載されているので、これを議員が印刷し、又は配布することは「調査・研究その他の活動」と認められず、かつ、その費用は「調査・研究その他の活動に要する費用」と認められないから、支出は違法である。
- (ウ) 「愛媛ジャーナル」及び「ローカルえひめ」の購読料
「愛媛ジャーナル」及び「ローカルえひめ」の購読料は、数人の議員が支出しているが、議員によって支出金額がまちまちであり、かつ大半の支出において支出に係る購読部数及び購読期間が明らかでなく、同一誌の購読料について発行元に対する支出と「愛媛県地方新聞協会」に対する支出が重複している議員が複数あり、いずれの発行物も内容が不明であるのみならず、「ローカルえひめ」及び「愛媛県地方新聞協会」はネット検索でも全くヒットしないためその実態が全く不明なので、適正な支出と認められない。
- (エ) 大量のはがき購入費用
はがきは、記載できる情報量が限られているため県民に対する情報提供手段とすることは合理的でなく、かつ、大量購入されたはがきは、年賀、暑中見舞い等に使用される可能性も否定できないので、内容等について合理的かつ具体的な説明のない限り、大量購入費用の支出は適正と認められない。
- (オ) 写真撮影代
「写真の撮影」（撮影対象等は明らかにされていない。）は、議員の「調査・研究その他の活動」と認められない（少なくとも領収書からは県政との関連性が判明しない。）ので、その費用の支出は適正と認められない。
- (カ) ホテルに対する会場費
ホテルのバンケット会場は利用料金が高額であるため、いわゆる「県政報告会」の開催場所としては合理的でない。したがって、議員において、強いてホテルを会場として利用している場合、飲食を伴う会合であることが強く疑われる。
したがって、具体的な利用形態についての合理的説明がない限り、適正な支出と認められない。
- (キ) 不動産業者の仲介手数料
事務所の賃借に際して不動産業者に支払う仲介手数料は、「調査・研究その他の活動に要する費用」と認められないので、その支出は適正とは認められない。
- (ク) 「有限会社スタジオ・ケイワン」に対する印刷代金の支払
越智議員の県政報告紙の印刷代金の支払先は「有限会社スタジオ・ケイワン」であるところ、同会社をインターネット検索しても「写真スタジオ」としてしかヒットせず、印刷事業者であるかどうか判明しない。同会社が印刷事業者でなければ、これに対する印刷代金の支出は適正と認められない。

(3) 本件各議員の平成30年度政務活動費の支出と不当利得
ア 各議員の違法支出金額

以上の結果、本件各議員が平成30年度の政務活動費としてした支出中、別紙査定表記載の支出のうち「否認額」欄記載の金額の支出は、条例第5条に違反し違法である。各議員の違法支出の合計は、表1違法支出金額一覧表の「違法支出金額」欄記載のとおりである。

上記の違法支出は、条例第7条及び同条別表に従ってなされた支出ではないので、その全額が条例第10条にいう「残余」にあたる。

イ 財産の管理を違法に怠る事実

条例第10条は、「知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。」と定めている。

この知事の返還命令権及び議員の返還義務の法的性格は、不当利得返還請求権及び返還義務であり、「当該議員がその年度において行った県政の調査研究に資するため必要な経費としてした支出（第7条及び同条別表に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある」ことを要件として返還請求権が当然に発生し、知事が正当な理由なく返還を命じないことは違法に財産の管理を怠る事実当該することになる。

ウ 結論

よって、愛媛県知事が本件各議員に対して前記の政務活動費の残余金の返還を命じないことは、財産の管理を違法に怠る事実当該するので、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、証拠書類を添付して、頭書のとおり、厳正な措置を請求する。

表 1

違法支出金額一覧表

平成30年度愛媛県議会政務活動費

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

【自由民主党】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
1	森 高 康 行	3,880,434	2,310,479
2	岡 田 志 朗	3,960,000	2,018,932
3	明 比 昭 治	3,960,000	2,198,178
4	戒 能 潤之介	3,496,291	2,496,042
5	渡 部 浩	3,960,000	2,714,613
6	高 山 康 人	3,882,338	3,325,484
7	徳 永 繁 樹	3,960,000	2,762,832
8	三 宅 浩 正	3,960,000	1,345,271
9	福 羅 浩 一	3,960,000	1,759,739
10	松 尾 和 久	2,929,170	1,482,345
11	大 西 誠	3,960,000	2,756,392
12	宇 高 英 治	3,960,000	1,269,496
13	大 石 豪	3,103,645	1,908,801
14	帽 子 大 輔	3,892,640	2,422,000

15	川本健太	3,960,000	848,618
合計		56,824,518	31,619,222

【志士の会】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
16	中畑保一	3,960,000	3,620,457
17	西原進平	3,960,000	2,092,427
18	本宮勇	3,916,311	1,289,708
19	赤松泰伸	3,960,000	2,966,047
20	毛利修三	3,960,000	2,551,898
21	鈴木俊広	2,900,328	2,265,541
22	大西渡	986,938	540,223
23	中田廣	3,960,000	3,220,294
24	西田洋一	2,591,177	2,307,961
25	松下行吉	3,960,000	972,000
26	高橋英行	3,960,000	2,327,555
合計		38,114,754	24,154,111

【愛媛維新の会】

No	議員名	支出金額(円)	違法支出金額(円)
27	越智忍	3,960,000	2,825,940
28	梶谷大治	3,657,479	968,900
29	兵頭竜	3,960,000	1,196,450
30	古川拓哉	3,960,000	653,919
合計		15,537,479	5,645,209

総計	110,476,751	61,418,542
----	-------------	------------

(注) 請求の要旨については、査定表を省略し、誤字、脱字又は集計誤りであると明らかに認められるものについては、修正して記載した。

第2 監査の実施

本件請求は、令和2年4月27日にこれを受け付け、要件審査の結果、地方自治法第242条に定める要件を具備していると認め、同月30日にこれを受理し、次のとおり監査を実施した。

1 監査委員の除斥

監査委員のうち愛媛県議会議員のうちから選任された委員については、地方自治法第199条の2の規定により、本件請求に係る監査の実施から除斥された。なお、該当する委員は、越智忍委員及び森高康行委員である。

2 証拠の提出及び陳述

請求人らから、地方自治法第242条第7項の規定による陳述を行わない旨の申出があったので、陳述の設定は行わなかったが、令和2年5月15日にこれに係る追加の証拠の提出があった。

3 監査実施日

令和2年5月19日から6月2日に監査を実施するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、関係資料、証拠書類等の確認を行った。

4 監査対象機関

愛媛県議会事務局(以下「議会事務局」という。)を対象に

監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係

関係書類等の調査及び議会事務局職員からの聴取により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費の概要

地方自治法は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して政務活動費を交付することができるとし、政務活動費の交付を受けた議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている(地方自治法第100条第14項及び第15項)。

上記規定を受けて条例及び愛媛県政務活動費の交付に関する規程(平成13年3月愛媛県議会告示第1号。以下「規程」という。)が定められている。

政務活動費の制度は、地方議員の活動基盤の充実強化を図る観点から、平成12年5月の地方自治法改正により制度化された政務調査費を前身とするもので、平成24年9月の地方自治法改正により、名称が「政務調査費」から「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に拡大された一方、政務活動費を充てることができる経費は条例で定めなければならないとされ、議長は政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするのが、新たに定められた。

なお、本県における政務活動費の交付の対象及び額並びに交付の方法等は、以下のとおりである。

ア 政務活動費の交付の対象及び額

(ア) 交付の対象(条例第2条)

愛媛県議会議員の職にある者

(イ) 政務活動費の額(条例第3条)

月額33万円

イ 政務活動費の交付の方法等

(ア) 議員の通知(条例第4条)

議長は、毎年度当初に、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を知事に通知しなければならない。

(イ) 交付の決定(条例第5条)

知事は、通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知しなければならない。

(ウ) 請求及び交付(条例第6条)

議員は、四半期ごとに、速やかに、交付の決定をされた当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。

知事は、請求があったときは、請求があった日から15日以内に政務活動費を交付するものとする。

(エ) 収支報告書(条例第8条)

議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、交付に係る年度の翌年度の4月30日までに、議長に提出しなければならない。

収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えなければならない。

(オ) 議長の調査(条例第9条)

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、議員から収支報告書及び領収書その他の証拠書類の写し(以

下「収支報告書等」という。)が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(カ) 政務活動費の返還(条例第10条)

知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において条例第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲内において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(キ) 収支報告書等の保存(条例第11条)

議員から提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(ク) 収支報告書等の閲覧(条例第12条)

何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。

議長は、収支報告書等に記載されている情報のうち、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第7条第2項の非公開情報が記録されている部分を除いて複写したものを、閲覧に供するものとする。

(2) 政務活動費の使途基準等

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲(条例別表)

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が開催する研修会、講演会等(他の議員等と共同して開催するものを含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察によるものを含む。)、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会議費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

イ 政務活動費の事務処理マニュアル

愛媛県議会では、平成25年3月に使途基準の具体的内容や考え方などを取りまとめた「政務活動費の事務処理マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成している。その主な記載内容は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付

趣旨、交付制度の根拠法令等、交付対象及び交付額並びに交付の方法

(イ) 政務活動費を充てることができる経費の範囲及び具体例

経費(調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費)ごとの使途基準(内容及び具体例)

(ウ) 政務活動費を充てることができる経費の運用指針

実費弁償の原則、按分に当たっての指針及び項目別の充当の考え方(調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、事務所費、事務費(備品等)、人件費及び政務活動費の充当が不適当な経費(参考事例))

(エ) 収支報告書等及び支出における留意事項

収支報告書等の提出、領収書等への使途等の記載及び支払証明書、会計帳簿等の整理保管

(オ) 資料集

地方自治法(抜粋)、公職選挙法(抜粋)、条例、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(記載例)、規程並びに事業実績報告書(記載例)

(カ) 参考様式集

(3) 政務活動費の支出等の状況

平成30年度における本件各議員の政務活動費の支出の状況は、次のとおりであった。

(単位:円)

議員名	交付額	支出金額	残余額
森 高 康 行	3,960,000	3,880,434	79,566
岡 田 志 朗	3,960,000	3,960,000	0
明 比 昭 治	3,960,000	3,960,000	0
戒 能 潤 之 介	3,960,000	3,496,291	463,709
渡 部 浩	3,960,000	3,960,000	0
高 山 康 人	3,960,000	3,882,338	77,662
徳 永 繁 樹	3,960,000	3,960,000	0
三 宅 浩 正	3,960,000	3,957,830	2,170
福 羅 浩 一	3,960,000	3,960,000	0
松 尾 和 久	3,960,000	2,929,170	1,030,830
大 西 誠	3,960,000	3,960,000	0
宇 高 英 治	3,960,000	3,960,000	0
大 石 豪	3,960,000	3,103,645	856,355
帽 子 大 輔	3,960,000	3,892,640	67,360
川 本 健 太	3,960,000	3,960,000	0
中 畑 保 一	3,960,000	3,960,000	0
西 原 進 平	3,960,000	3,960,000	0
本 宮 勇	3,960,000	3,916,311	43,689
赤 松 泰 伸	3,960,000	3,960,000	0
毛 利 修 三	3,960,000	3,960,000	0
鈴 木 俊 広	3,960,000	2,900,328	1,059,672
大 西 渡	3,960,000	986,938	2,973,062
中 田 廣	3,960,000	3,960,000	0

西 田 洋 一	3,960,000	2,591,177	1,368,823
松 下 行 吉	3,960,000	3,960,000	0
高 橋 英 行	3,960,000	3,960,000	0
越 智 忍	3,960,000	3,960,000	0
梶 谷 大 治	3,960,000	3,657,479	302,521
兵 頭 竜	3,960,000	3,960,000	0
古 川 拓 哉	3,960,000	3,960,000	0
合計	118,800,000	110,474,581	8,325,419

なお、三宅浩正議員からタクシー料金1件2,170円について、対象年度外の支出があったとの申出があり、政務活動費収支報告の訂正がなされ、当該相当額の政務活動費が返戻されていることを確認したので、この案件は、監査の対象外とした。

2 結果

(1) 監査の視点

政務活動費の制度は、地方議会の活性化を図り、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されたものであり、平成24年の地方自治法改正により、名称及び交付目的が改められ、透明性の確保に努めつつ用途について拡大できるようにされたものである。

改正された地方自治法では、政務活動費の交付の対象や額、交付の方法に加え、充当できる経費の範囲についても、条例で定めなければならないこととされており、これを受けて、愛媛県では平成24年12月に愛媛県政務調査費の交付に関する条例を改正し、題名も愛媛県政務活動費の交付に関する条例に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲について定め、対象経費とその内容を条例別表に掲げている。

もとより、議員の政務活動は広範にわたるものであるから、その全てを明確に定義することは困難である。また、議員の特定の活動が、政務活動と政治活動の性質を併せもつ場合があることも否定できない。

そこで、愛媛県議会では、平成25年3月にマニュアルを作成し、政務活動費の用途基準の具体的内容や考え方を明らかにしている。これについては、全国都道府県議会議長会が示した考え方を参考に決定されたものであり、全国共通の標準的な基準に沿うものであって、一定の合理性を有するものと考えられる。

もちろん、マニュアルは、法規範性を有するものではない。したがって、マニュアルに適合しないことをもって直ちに不適正な支出であると即断することはできない。

しかしながら、マニュアルは、平成24年12月の条例改正を受けて、政務活動費に係る請求、交付、充当、収支報告書等の提出等の一連の手続を進める際の参考として議長が作成したものであり、各議員にとっても政務活動費を充当して支出できる経費の判断基準となっている。

このようにマニュアルは、条例で定めるところの政務活動費を充てることができる経費の範囲の具体的内容を推知させるものであって、用途基準への適合性判断に当たって参考にされるべきものであると解される。

したがって、政務活動費の個々の具体的な支出が条例で定める経費に該当するか否かの判断に当たっては、議員から提出された収支報告書等を基に、まず、それがマニュアルの定

めに適合するか否かを基準とし、これにより難しいものについては、当該政務活動費の支出の時期、場所、内容、効果等を総合的に考慮し、社会通念に従い判断するのが妥当である。

議員の政務活動は多岐にわたり、議員が十分に役割を果たすためには、自主性、自律性が尊重されなければならないことから、個々の経費の支出については議員の裁量的判断に委ねられているものであるが、知事は、財務会計行為の適正を確保し、適正を欠く場合は是正する等の責務を有しており、政務活動費についても公金である以上、政務活動費の支出に、関係法規に照らして明らかに違法又は不当と認められるものが存する場合には、返還を求めるなどの措置を講ずる必要がある。

監査委員は、地方自治法、条例、規程及びマニュアルによるほか、以上のような視点に立って監査を行い、請求人から政務活動費の違法又は不当な支出として示されたものについて、次のとおり判断する。

(2) 個々の監査対象についての判断

ア 自動車燃料代

請求人は「走行距離1km当たり37円」の計算では、自動車燃料代は現実をはるかに超えて高額に算定されることになり、違法であると主張している。

しかしながら、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為及び怠る事実を対象とするものであるところ、本件請求の自動車燃料代の単価はマニュアルで定められた交通費の単価であり、こうした支出の根拠となる関係規定の内容自体の違法性、不当性の有無を対象とするものではないことから、請求人の主張は認めることはできない。

なお、1km当たり37円の単価は、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）に規定する車賃とも整合しており、多くの県においても採用されている金額で、不当に高すぎるものではないと議会事務局から回答を得ている。

イ 会合参加費用

(7) 請求人は、会費を必要とする会合であれば、飲食を伴う会合であることが疑われ、飲食を伴う会合の会費を政務活動費として支出することは、それ自体が違法であるとし、会費を必要としない会合であれば、出席費用の支出は「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」とは言えないし、公職選挙法が禁じる寄附行為に該当するのでその意味からも違法であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、マニュアルにおいては、会合参加費等について、政務活動費を充てることができる経費の運用指針を次のとおり定めていること及び請求対象となっている会合については、いずれも活動内容や実態が政務活動と認めることができるものであり、それらの会合参加に伴う支出は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないことについて説明があった。

[マニュアル（抜粋）]
 第3 政務活動費を充てることができる経費の運用指針
 3 項目別の充当の考え方
 (2) 研修費

ア 議員が開催する研修会、講演会等
 議員（他の議員や団体等と共同で開催するものも含む。）が、地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等を開催するために要する経費に充当できるものとする。

なお、議員が行う視察研修については、調査研究費に区分される。

イ 団体等が開催する研修会、講演会等
 団体等が開催する地方行財政等に関する研修会、講演会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、講座等に、議員又は議員が雇用する職員の参加に要する経費に充当できるものとする。

ウ 会費に関する考え方
 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものである必要があり、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

なお、議員の経営者としての資格など、個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）の会費の支出は、政務活動費の対象経費とはできない。

エ 懇親会等への出席に要する会費
 議員が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇親会であって、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。

したがって、飲食を主たる目的とした会合（各種団体の新年会等）の会費、会派や議員間の懇談会等の会費へは充当できない。

なお、一回当たりの限度額は1万円とする。

オ 年会費・月会費
 年会費や月会費等の政務活動費からの支出については、その団体の活動内容や実態を十分勘案の上、その可否を判断すること。

(5) 会議費

ア 議員が開催する各種会議
 各種会議とは、議員が開催する勉強会、政策立案のための会議、各種打合せのための会議のほか、地域との懇談会や住民相談会などである。

イ 団体等が開催する意見交換会等各種会議
 国・県・市町村・各種団体等が主催する会議への参加のほか、議員として出席案内のあった公的な性格を有する式典への参加などである。
 資質向上を目的とした研修費とは異なり、

各種会議への参加は議員を主体としているため、雇用する職員が出席する場合は、職員個人としてではなく、議員の代理として出席することとなる。

- ウ 政務活動費を充当できる経費
 - (ア) 議員が主催する政務活動として開催する昼（朝）食会等の経費
 - (イ) 議員が主催する会議での会議開催経費（会場費、機材借上費、資料代等）、茶菓提供、議員本人に係る交通費及び宿泊費
 - (ウ) 他者が主催する会議及びそれらに連続した懇談会での食事、飲食の議員の自己負担分（一回当たりの限度額は、1万円とする。）

これらを踏まえて次のように判断した。
 会合参加費への政務活動費の充当に当たって、マニュアルにおいては、名称のいかんを問わず、また、飲食を伴っているか否かを問わず、実質的な意見交換の有無を条件にしており、議会事務局において適切に審査の上、充当が認められているのであるから、マニュアルを逸脱した充当や支出は行われていない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

なお、請求人は、会費制でない会合への支出は公職選挙法で禁止された寄附行為に該当するものであると主張するが、監査委員は、各種の会合参加費を支出した議員の行為が同法の規定に違反するかどうかの点まで判断することはできない。

(イ) 宿泊費

請求人は、松山市に宿泊するために支出した費用（ガソリン代、高速料金、駐車料金及び列車代金を含む。）のうち、その目的が具体的に説明されているが日帰りが可能で宿泊の必要がないもの及び抽象的な説明しかされていないものについては、議員が会合に伴って飲酒し、自動車運転が不可能となった結果行われたものと推定され、そのような宿泊の費用は、飲酒によって支出の必要が生じたものなので、政務活動費を支出することは許されないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、松山市に宿泊することについて、個別に該当議員に確認した結果いずれも公的な行事参加や調査研究のための視察、意見聴取又は意見交換による政務活動に伴うものと認められ、その宿泊した経費に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。
 マニュアルで添付が必要とされている領収書等は添付されており、マニュアルを逸脱していて不当と認められるものではないことから、請求人の主張には理由がない。

(ウ) タクシー料金及び運転代行料金

請求人は、利用目的の明らかでないタクシー及び運転代行の料金は、「飲酒をする会合に出席するための費用」であるとともに、「飲酒が原因で必要となった費用」で

あるから、政務活動費から支出することは許されないと主張する。

これに対し、議会議務局からは、政務活動に係るタクシー及び運転代行の交通費については、実費弁償が認められており、いずれも調査研究や意見交換等の政務活動のための交通費の実費に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

請求対象となっているタクシー及び運転代行利用に係る領収書等貼付用紙に記載のある利用目的を確認したところ、いずれも不合理な点は認められない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

ウ えひめ地域政策研究所及び愛媛調査研究会の会費

請求人は、「えひめ地域政策研究所」及び「愛媛調査研究会」は、その実態が不明であり、両団体に支出する「共通経費」及び「調査研究会費」なるものの実態も不明なので、当該支出はその全額が違法であると主張している。

これに対し、議会議務局から、「えひめ地域政策研究所」は、自民党所属の県議会議員が構成会員であり、松山市東雲町に所在し、「愛媛調査研究会」は、愛媛維新の会所属の県議会議員が構成会員であり、議事堂会派内に所在しており、両団体とも政策研究活動を行うことを目的としており、経費支出の内訳は、主として政策関連のセミナー、勉強会、会議等の開催に要する経費のほか、コピー代、資料代、用紙、消耗品等の共通経費であること、及び両団体への支出は、使途基準等に沿った政務活動と認められるものであり、充当は違法ではないことについて説明があった。

なお、表1違法支出金額一覧表記載の26の議員の当該経費への充当はないとの説明もあった。

これらを踏まえて次のように判断した。

「えひめ地域政策研究所」及び「愛媛調査研究会」での政務活動は、それぞれ複数議員が共同して行う政務活動であると議会議務局が確認している。条例第7条では、「議員は、別表に定める政務活動費を充てることができる経費の範囲内において、政務活動費を適正に使用しなければならない。」とされ、条例別表には、調査研究費として「議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」が定められており、これについては、共同で実施するものが含まれるのかどうか明確ではない。しかしながら、マニュアルでは、政務活動費を「政策研究会等各種会費」に充当することを認めており、複数議員が共同して行う政務活動であることを想定したものであると考えられる。

条例第8条第3項では、収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しが添付されていれば足りるとされており、政務活動費による支出の支出先である団体に関する書類がなくても違法であるとは言えない。

なお、「えひめ地域政策研究所」の会費は月額4万円、年額で48万円、「愛媛調査研究会」の会費は月額2万円、年額24万円に及ぶにもかかわらず、各議員の収支報告書に

添付された領収書により明らかとなるのは、毎月会費を支払っているという事実のみであり、その会費が両団体において年間を通じて、具体的にどのような使途に支出されたのかについては不明である。この点については、政務活動費の使途の透明性の確保等を目的に改正された地方自治法の趣旨に照らして必ずしも十分とは言い難い面もある（例えば、議員が当該会費に係るものとは別に調査研究活動を行った場合には、その支出に関する領収書等が添付され使途が明確になるのに対し、当該議員が会費を支出し、団体を通じて調査研究活動を行った場合には、それらの支出が明らかにならない。）。

エ 遠距離視察費用

請求人は、国外及び国内遠距離（県外）の旅費・宿泊費等については、そのいずれについてもその実質を証する資料が添付されていないので、「調査研究その他の活動に資するために必要な経費」であることについての説明が不足であり、適正な支出と認められず、また、旅行先への手土産代金についても適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会議務局からは、条例及び規程では、各議員は、収支報告書と併せて、事業実績報告書、領収書その他の証拠書類の写しを提出することとなっていること、マニュアルでは、視察経費（交通費、宿泊費等）に政務活動費を充当した場合は、原則として、領収書等貼付用紙等に実施期日、視察用務、視察場所、相手方等を記載し、行程表、パンフレット等の資料は、各議員が保管することとなっていることについての説明があった。その上で、視察経費に係る領収書等貼付用紙の一部にマニュアルで原則記載が求められている視察場所、相手方等の記載がないものがあったが、これについては、個別に議員に照会し、確認済みであり、その余の請求対象となっている県外調査及び視察等についても、いずれも政務活動と認められるものであることから、その経費の支出は、使途基準等に沿った支出と認められるので、充当は違法ではないとのことであった。

また、手土産については、裁判例（京都地裁平成16年9月15日判決）を踏まえ、社会通念上適正な範囲内のものであれば充当することに特段の不合理はないものと認められるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルで添付が必要とされている領収書等は添付されており、マニュアルを逸脱していて不当と認められるものはないことから、請求人の主張には理由がない。

オ 自己又は親族が代表者を務める会社に対する支払

請求人は、議員自身又は親族が代表者を務める会社に対し、事務所及び自動車の賃料、機器等使用料並びに事務費及び給与の分担金を政務活動費として支出することは、社会通念上原則として許されないと主張する。これらの事務所等使用の実態は、添付提出された資料からは全く判明しないので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会議務局からは、該当項目については、マニュアルにおいて、社会状況に合わせて妥当性のある金額を設定し、議員本人が契約主体となった契約書を作成し、適切な会計処理を行うことにより、その充当が認められて

おり、適正な支出であるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

領収書記載の会社名や代表者名からだけでは親族が代表者を務める会社であるかどうかは判定できなかったものも一部あったが、議員本人が契約主体となった契約書を議員において整理保管しており、議会事務局においてこれらの書類の内容を確認済みであることから、マニュアルを逸脱したもとは認められない。

よって、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

カ 団体期間会費類

請求人は、スポーツ及び武道団体、県人会並びに宗教的性格を帯びる団体は、それらに加入すること及びそれら会合に出席することが県政に関わる「議員の調査研究その他の活動」とは認められないので、これらの団体の期間会費や会合出席費用（駐車料、高速道路料金、交通費等を含む。）を政務活動費から支出することは、適当と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、請求対象となっている各団体の加入及び会合の参加については、いずれも政務活動と認められるものであり、それらの会費や会合費用への政務活動費の充当は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、違法ではなく、また、宗教団体に対する会費の支出はないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

請求対象となっているこれらの団体については、議会事務局において、活動内容や実態を十分勘案の上、可否を判断したものであり、適当と認められないとする請求人の主張には理由がない。

キ 按分不足のホームページ関係費用、賃料、給与及び電話料金

請求人は、議員の事務所（光熱水費並びに電話及びFAX料金を含む。）、被用者及びホームページは、調査研究以外の目的（主として議員のPR目的）にも用いられるものなので、少なくとも按分率1/2で按分することを要するから、按分率がこれに達しない支出は違法であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、按分比率の決め方については、政務活動がそれぞれの議員によって異なるため、議員の判断によることになるが、特段不合理な按分率で充当しているものはないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

議会事務局において、ホームページの掲載内容や業務の従事割合から按分比率が適正である旨を確認しており、違法な支出であるという請求人の主張には理由がない。

ク 支払相手不明の支出

請求人は、給与、賃料等につき、支払相手が黒塗りされていて不明であるものは、現況では説明不足であり、議員の家族である可能性も否定できないので、適切な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、給与については、マニュアルにおいて、議員の親族を政務活動補助職員として雇用し、政務活動費を充当することは認めており、その場合

は、雇用契約書を作成し、雇用条件等を明確にすること、勤務日誌や給与の支払が確認できる書類等が必要となっていること、職員の氏名が記入されている領収書は提出されており、また、議員において整理保管することとなっている雇用契約書及び勤務実績表については、個別に確認済みであること、さらに、個人情報等の非公開情報について、条例第12条第2項の規定により、黒塗りして複写し閲覧に供していることについて説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

領収書記載の氏名からだけでは親族であるかどうかは判定できなかったものの、親族に対する給与であったとしても、マニュアルにおいて親族を雇用した場合に必要としている勤務日誌や給与の支払が確認できる書類等（雇用契約書及び勤務実績表）を議員において整理保管しており、議会事務局においてこれらの書類の内容を確認済みであることから、マニュアルを逸脱したもとは認められない。

よって、適切な支出と認められないという請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

また、賃料に対する議会事務局からの説明及び監査委員の判断内容は、才自己又は親族が代表者を務める会社に対する支払に同じである。

ケ その他

(ア) 業務委託料

請求人は、業務内容の不明な委託料は、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、県政課題について意見交換会の実施及び会合開催の業務支援を委託しているものであり、政務活動費を充当することについて特段不合理はないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

収支報告書添付の領収書及び領収書等貼付用紙には、具体的な委託業務の内容が記載されていなかったが、議長に提出されている「平成30年度政務活動費に係る収入及び支出の報告書」別紙によれば、調査研究等業務委託費の内容として、「各種会合の資料・会場準備等」と記載があり、議会事務局において、その業務委託契約書を確認していることから、委託内容が不明とする請求人の主張は理由がない。

(イ) スペイン視察結果報告書の印刷費及び送料

請求人は、当該報告書が愛媛県のホームページに掲載されているので、これを議員が印刷し、又は配布することは「調査・研究その他の活動」と認められず、かつ、その費用は「調査・研究その他の活動に要する費用」と認められないから、支出は違法であると主張する。

これに対し、議会事務局からは、スペイン視察結果報告書については、議員の政務活動（広報活動）であり、報告するための視察結果報告書の印刷費及び送料への充当は、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

議会事務局において適切に審査の上、充当が認められているのであるから、マニュアルを逸脱して違法不当と認められる点はなく、請求人の主張には理由がない。

(ウ) 「愛媛ジャーナル」及び「ローカルえひめ」の購読料
請求人は、「愛媛ジャーナル」及び「ローカルえひめ」の購読料は、議員によって支出金額がまちまちであり、かつ、大半の支出において支出に係る購読部数及び購読期間が明らかでなく、同一誌の購読料について発行元に対する支出と「愛媛県地方新聞協会」に対する支出が重複している議員が複数あり、いずれの発行物も内容が不明であるのみならず、その実態が全く不明なので、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、「愛媛ジャーナル」は、愛媛の動きを発信する情報紙又は情報誌で、「愛媛ジャーナル社（松山市萱町：発行人 廣瀬弘文氏）」発行の新聞と「株式会社愛媛ジャーナル（松山市竹原町：代表取締役 加藤邦彦氏）」発行の月刊誌の2種類がある。

さらに「愛媛ジャーナル社」発行の新聞については、「愛媛ジャーナル社」のほか、「愛媛県地方新聞協会（西予市宇和町：会長 井谷幸雄氏）」も販売を行っている。

また、「ローカルえひめ」については、愛媛の動きを発信する情報紙であり、「ローカルえひめ（松山市山西町：編集発行人 西村弘氏）」と「愛媛県地方新聞協会」の2者が販売を行っている。

これらの支出は、いずれも各議員において政務活動に必要な部数を購入し、資料購入費に充当したものである。また、議会事務局において現物を確認しており、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、議会事務局も実態を確認しており、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(エ) 大量のはがき購入費用

請求人は、はがきは、記載できる情報量が限られているため県民に対する情報提供手段とすることは合理的でなく、かつ、大量購入されたはがきは、年賀、暑中見舞い等に使用される可能性も否定できないので、内容等について合理的かつ具体的な説明のない限り、大量購入費用の支出は適正と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、はがき購入費用については、政務活動として議員が県政報告を行うため広聴広報に要した額に充当したものであり、購入枚数については、県政報告会等の出欠確認のために往復はがきを必要枚数購入したことを確認しており、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められており、購入枚数についても、必要枚数を購入したことを議会事務局が確認しているため、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(オ) 写真撮影代

請求人は、「写真の撮影」（撮影対象等は明らかにされていない。）は、議員の「調査・研究その他の活動」

と認められないので、その費用の支出は適正と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、写真撮影代については、議員が行う政務活動のために必要な県政報告書の作成に要した経費に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

(カ) ホテルに対する会場費

請求人は、ホテルのバンケット会場は利用料金が高額であり、強いてホテルを会場として利用している場合、飲食を伴う会合であることが強く疑われるため、具体的な利用形態についての合理的説明がない限り、適正な支出と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、ホテルに対する会場費については、政務活動として県政報告等を実施するために必要な会場費に充当したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

(キ) 不動産業者の仲介手数料

請求人は、事務所の賃借に際して不動産業者に支払う仲介手数料は、「調査・研究その他の活動に要する費用」と認められないので、その支出は適正とは認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、仲介手数料は、政務活動を行うための事務所の設置に要する経費として家賃とともに支出したものであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

マニュアルでは政務活動費への充当が認められているものであり、不合理な点はなく、請求人の主張には理由がない。

(ク) 「有限会社スタジオ・ケイワン」に対する印刷代金の支払

請求人は、県政報告紙の印刷代金の支払先は「有限会社スタジオ・ケイワン」であるところ、同会社をインターネット検索しても「写真スタジオ」としてしかヒットせず、印刷事業者であるかどうか判明しないが、同会社が印刷事業者でなければ、これに対する印刷代金の支出は適正と認められないと主張する。

これに対し、議会事務局からは、今治市中寺に所在する「有限会社スタジオ・ケイワン」へ支払った政務調査報告書に係る資料作成経費に充当したのであり、マニュアルに定める運用指針に沿ったものであることから、充当は違法ではないとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

同会社の所在と支出経費の内容については議会議務局で確認しており、マニュアルでは政務活動費への充当が認められていることから、請求人の主張は、請求人独自の解釈に基づく主張であって理由がない。

第4 結論

以上のとおり、本件請求において請求人が違法不当であると主張する政務活動費の支出については、全て条例、規程及びマニュアルに適合して執行されているものと認められるため、愛媛県知事が本件各議員に対して本件政務活動費の返還を命じるよう求める請求人の請求には理由がない。

よって、主文のとおり決定する。

第5 意見

本件請求に対する判断は前記のとおりであるが、監査委員として所見を表明しておくことが適当と考えるので、以下に付記する。

政務活動費は、議会の審議能力の強化の趣旨から、自主性及び自律性を尊重した運用が行われなければならない一方、公金の支出であることから、その用途の適正を確保するため議員自らが厳正に取り組み、説明責任を果たすことが求められる。

また、平成24年の地方自治法改正により、政務調査費が政務活動費と改称され、用途の範囲が拡大されるとともに、議長にその用途の透明性を確保する努力義務が規定されたところであり、その適切な支出について積極的に情報を開示することが期待されている。

こうした中、全国的に、不適正な政務活動費の支出を行っている事案が多数発生し、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれ、住民監査請求や住民訴訟が数多くなされている現状を鑑みると、県民の負託と信頼に応えるため、政務活動費の用途の適正な運用と透明性の確保に向けて、これまで以上に努力することが求められる。

しかしながら、令和元年6月28日付け監査公表第1号で付した意見を踏まえたマニュアルの見直し等は進んでおらず、今回の監査でも、交付対象年度の考え方や領収書の取扱い、経費の^あ分率の適用等について、マニュアルの規定だけでは容易に判断できないものがあり、県民に誤解を与えかねないものも見受けられた。

以上のことを踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 議員が共同して結成した政策研究会等の団体への会費の支出については、支払を証明する領収書の写しを添付してその旨を報告すれば足りるとされているが、一方で、地方自治法では、会派に対しても政務活動費を交付できるようになっており、仮

に、交付された会派が政務活動費を直接支出した場合は、収支報告書等の提出が求められることから、それとの均衡にも配慮し、議員が共同で行う政務活動として支出された経費が何に支出されたかが分かる資料（例えば収支報告書等）の提出、あるいは会派に直接、政務活動費を交付することについても引き続き検討するなど、さらなる透明性の確保に努められたい。

- 2 各議員が条例及びマニュアルに定める使途基準を遵守する必要があることはいうまでもないが、議長においては、政務活動費の適正な支出が図られるよう、使途判断の拠りどころとなるマニュアルについて、他県のマニュアルの改訂内容や判例等も参考に、より詳細かつ具体的な使途基準の明示や、実績の証明を必要とする経費に係る証明書類の様式化など、さらに精緻なものとなるよう改訂を行い、県民の信頼の確保に努められたい。

また、条例及びマニュアルに定められた使途基準に適合した支出が行われるよう審査に万全を期するとともに、活動実績の分かる証拠書類の提出や、政務活動費の使途を裏付ける収支報告書や領収書等を議会のホームページで公表するなど情報公開を推進し、県民に対し十分な説明責任を果たされるよう、一層の取組を強く求めるものである。

令和2年6月22日

愛媛県監査委員 永井一平
同 高橋正浩

監査委員告示

○愛媛県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年6月30日

愛媛県監査委員 永井一平
同 越智忍
同 森高康行
同 高橋正浩

包括外部監査人矢野和弘の 監査の事務を補助する者		監査の事務を
氏名	住所	補助できる期間
高須賀 経	愛媛県松山市柳井町2丁目78番地6	令和2年6月30日から 令和3年3月31日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年6月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
法第19条の7第1項第1号及び2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者の 氏名	公職の種類 (第2号)	届出年月日
	代表者	会計責任者					
わたしたちと杉山啓の未来会議	杉山 啓	松本美紀	宇和島市丸之内四丁目1-9	衆議院議員	杉山 啓	衆議院議員	令和2年5月7日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
山本智紀後援会	山本智紀	山本千恵	松山市山越町411-10	令和2年5月8日

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年6月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党愛媛県第4区総支部	杉山啓	主たる事務所の所在地	宇和島市丸之内四丁目1-9	宇和島市新町二丁目1-9	令和2年5月1日
自由民主党愛媛県建設関係支部	久保陽生	代表者	久保陽生	中畑健右	令和2年5月25日
自由民主党愛媛県石油販売支部	丸木良文	代表者	丸木良文	藤村泰雄	令和2年5月26日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県石油政治連盟	丸木良文	代表者	丸木良文	藤村泰雄	令和2年5月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年6月30日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
山本智紀後援会	山本智紀	令和2年5月7日

○愛媛県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和2年6月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
杉山啓	衆議院議員	わたしたちと杉山啓の未来会議	宇和島市丸之内四丁目1-9	令和2年5月1日

雑 報

○愛媛県市町村職員共済組合公告

愛媛県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年6月30日

愛媛県市町村職員共済組合

理事長 菅 良 二

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	
収	負担金	4,097,688	12,219,801	639,480	98,347	0	0	173,868	224,435	0	0	0	0	
		486,876							0					
	掛金・組合員保険料	4,158,221	7,791,321	639,474	0	0	0	0	173,049	0	0	0	0	0
		499,703							0					
	施設収入・商品売上	0	0	0	0	0	0	0	0	90,031	0	0	0	0
	受取手数料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,608
	組合員貸付金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34,347	0	0
	利息及び配当金	71	0	0	0	21,193	2,464	44	51	33	638,168	237	0	0
		4							0					
	その他収入	402,916	0	0	0	0	0	78,963	72	48,230	108	195	82	82
		0							0					
	補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10,434		5,209												
他経理から繰入金	0	0	0	0	0	0	33,856	0	20,000	0	0	0	0	
前年度繰越支払準備金	672,128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0													
計	9,331,024	20,011,122	1,278,954	98,347	21,193	2,464	286,731	397,607	158,294	638,276	34,779	5,690	5,690	
	997,017							5,209						
支	給付	4,381,348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0							0					
	役員給与	0	0	0	0	0	0	110,077	15,146	53,560	20,582	7,973	366	
	厚生費	0	0	0	0	0	0	122	266,310	39	5	8	0	
									5,179					
	特定健康診査等費	0	0	0	0	0	0	0	30,175	0	0	0	0	
									0					
	旅費・事務費	0	0	0	0	0	0	13,922	3,117	1,399	3,493	1,875	547	
									0					
	商品仕入	0	0	0	0	0	0	0	0	166	0	0	0	
飲食材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
委託費・委託管理費	0	0	0	0	0	0	11,818	1,288	26,473	1,075	378	283		
								0						
支払利息	0	0	0	0	21,193	2,464	0	0	0	558,079	23,650	1,951		

令和2年6月30日

愛媛県報

第118号

出	老人保健拠出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	退職者給付拠出金	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	前期高齢者納付金	849,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	後期高齢者支援金	1,857,393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	病床転換支援金	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0											
	介護納付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		1,014,643											
	連合会払込金・拠出金	690,759	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,009	0
		0											
	負担金払込金・掛金払込金・保険料払込金	0	20,011,122	1,278,954	98,347	0	0	0	0	0	0	0	0
他経理へ繰入金	33,856	0	0	0	0	0	0	20,000	0	0	0	0	
	0							0					
その他支出	82,720	0	0	0	0	0	139,162	47,519	84,500	26,200	5,429	5,607	
	539							30					
次年度繰越支払準備金	686,223	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0												
計	8,581,714	20,011,122	1,278,954	98,347	21,193	2,464	275,101	383,555	166,137	609,434	41,322	8,754	
	1,015,182							5,209					
差引当期利益金又は当期損失金()	749,310	0	0	0	0	0	11,630	14,052	7,843	28,842	6,543	3,064	
	18,165							0					

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,469,482	1,194,626	80,341	598	59,312	0	485,236	518,076	399,471	19,244,048	95,989	250,088
	固定資産	0	0	0	0	2,294,000	0	7,649	1,329	878,000	43,237,455	2,656,103	0
	繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産合計		1,469,482	1,194,626	80,341	598	2,353,312	0	492,885	519,405	1,277,471	62,481,503	2,752,092	250,088
負 債	流動負債	17,504	1,194,626	80,341	598	0	0	7,908	10,957	6,518	57,584,784	497	8,221
									2,338				
	固定負債	686,223	0	0	0	2,353,312	0	250,692	48,963	34,195	9,001	2,372,504	182,115
								0					
負債合計		703,727	1,194,626	80,341	598	2,353,312	0	258,600	62,258	40,713	57,593,785	2,373,001	190,336
純 資 産	資本剰余金	0	0	0	0	0	0	0	0	1,157,627	0	0	0
	利益剰余金又は欠損金()	779,597	0	0	0	0	0	234,285	457,147	79,131	4,887,718	379,091	59,752
		13,842							0				
純資産合計		765,755	0	0	0	0	0	234,285	457,147	1,236,758	4,887,718	379,091	59,752
負債・純資産合計		1,469,482	1,194,626	80,341	598	2,353,312	0	492,885	519,405	1,277,471	62,481,503	2,752,092	250,088

(注) 短期経理の上段は短期、下段は介護に係るもの、保健経理の上段は保健、下段はメンタルヘルス対策事業に係るもの